



長野県報

3月23日(月)
令和8年
(2026年)
第694号

目次

条 例

長野県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例（D X推進課）	7
知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例（市町村課）	7
住民基本台帳法に基づく本人確認情報の利用及び提供に関する条例の一部を改正する条例（市町村課）	7
職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例（人事課）	8
長野県県税条例等の一部を改正する条例（税務課・情報公開・法務課）	8
長野県公告式条例の一部を改正する条例（情報公開・法務課）	9
長野県立美術館条例の一部を改正する条例（文化振興課）	10
資金積立基金条例の一部を改正する条例（次世代サポート課・高校教育課）	10
児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の従業者、設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正する条例（こども・家庭課・障がい者支援課）	11
児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例及び一時保護施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例（児童相談・養育支援室）	11
長野県福祉大学校条例の一部を改正する条例（地域福祉課）	12
国民健康保険事業費納付金の算定の基準等に関する条例の一部を改正する条例（国民健康保険室）	12
長野県立総合リハビリテーションセンター条例の一部を改正する条例（障がい者支援課）	12
長野県附属機関条例の一部を改正する条例（障がい者支援課）	13
食品衛生法施行条例の一部を改正する条例（食品・生活衛生課）	13
長野県手数料徴収条例の一部を改正する条例（食品・生活衛生課、薬事管理課、園芸畜産課、建築住宅課）	14
長野県地球温暖化対策条例の一部を改正する条例（ゼロカーボン推進課、建築住宅課）	17
浄化槽保守点検業者の登録等に関する条例の一部を改正する条例（水道・生活排水課）	19
長野県工業技術総合センター試験等手数料徴収条例の一部を改正する条例（産業技術課）	19
長野県宿泊税条例の一部を改正する条例（山岳高原観光課）	20
幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件に関する条例等の一部を改正する条例（県産材利用推進室）	20
国道及び県道の沿道区域の指定の基準等に関する条例（道路管理課）	22
長野県公営企業の設置及びその経営の基本並びに財務等の特例に関する条例の一部を改正する条例（経営推進課）	23
長野県学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（義務教育課）	23
長野県高等学校授業料等徴収条例の一部を改正する条例（高校教育課）	23
長野県地方警察職員定数条例の一部を改正する条例（警務課）	23

規 則

長野県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則の一部を改正する規則（D X推進課）	24
長野県景観規則の一部を改正する規則（都市・まちづくり課）	24
財務規則の一部を改正する規則（会計課）	24
長野県議会会議規則の一部を改正する規則（議事課）	28
長野県警察の警察職員の配置定員に関する規則の一部を改正する規則（警務課）	28

告 示

令和8年1月23日専決処分した令和7年度補正予算の要領（財政課）	30
令和8年3月12日成立した令和7年度補正予算の要領（2件）（財政課）	30
令和8年3月12日成立した令和8年度予算の要領（財政課）	33
道路の占用を制限する区域の指定（道路管理課）	37
土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である土砂災害特別警戒区域の指定の解除（砂防課）	38
道路の区域変更及び関係図面の縦覧（道路管理課）	38

道路の供用開始及び関係図面の縦覧（道路管理課）	38
昭和29年長野県公安委員会告示第 4 号（警察において身体を拘束されている者の食料に関する告示）の一部 改正（留置管理課）	39

公 告

随意契約の相手方の決定（財政課）	39
------------------------	----

本号で公布された条例のあらまし

◇ 長野県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例（条例第1号）

- 1 県民の利便性の向上を図るため、条例等の規定により書面等の添付が必要とされている行政手続について、県が当該書面等の情報をオンラインで入手、参照できる場合に、当該書面等の添付を要しないこととしました。
- 2 この条例は、公布の日から施行します。

◇ 知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例（条例第2号）

- 1 県の木曽広域連合への加入に伴い、事務を移譲している規定について、所要の改正を行いました。
- 2 この条例は、令和8年4月1日から施行します。

◇ 住民基本台帳法に基づく本人確認情報の利用及び提供に関する条例の一部を改正する条例（条例第3号）

- 1 住民基本台帳法の一部改正により、本人確認情報について、住民監査請求に関する事務における利用が法定されたことから、これまで県独自で当該事務における利用を定めていた規定を削除しました。
- 2 この条例は、公布の日から施行します。

◇ 職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例（条例第4号）

- 1 育児を行う職員の職業生活と家庭生活の両立を図るため、子育て部分休暇について、次のとおり改正しました。
 - (1) 現行の1日2時間までの形態に加え、1年につき10日相当（1日当たりの上限なし）までの形態を設け、職員はいずれかの形態を選択可能としました。
 - (2) 子の対象年齢を現行の9歳までから12歳まで（障がいのある子については18歳まで）に引き上げることとしました。
- 2 この条例は、令和8年4月1日から施行します。

◇ 長野県県税条例等の一部を改正する条例（条例第5号）

- 1 公益信託ニ関スル法律の全部改正に伴い、旧規定等を引用している次の条例について所要の改正を行いました。
 - (1) 長野県県税条例
 - (2) 長野県公益認定等審議会条例
- 2 この条例は、令和8年4月1日から施行します。

◇ 長野県公告式条例の一部を改正する条例（条例第6号）

- 1 地方自治法の一部改正により、条例公布時における地方公共団体の長の署名を電子署名とすることが可能となったことから、知事の署名について、電子署名によることも可能とすることとしました。
- 2 この条例は、公布の日から施行します。

◇ 長野県立美術館条例の一部を改正する条例（条例第7号）

- 1 受益者負担の適正化を図るため、長野県立美術館の施設の利用料金の額を改定しました。
- 2 この条例は、令和8年4月1日から施行します。

◇ 資金積立基金条例の一部を改正する条例（条例第8号）

- 1 公益財団法人千曲寮の解散に伴う寄附金を原資として、『信州学生協会・信濃寮』大学修学等支援基金」を拡充し、基金の名称を「信州の学生修学等支援基金」に変更しました。
- 2 公立の高等学校及び特別支援学校の高等部の教育改革の推進を図るため、「長野県公立高等学校等教育改革推進基金」を新設しました。
- 3 この条例は、公布の日から施行します。

◇ 児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の従業者、設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正する条例（条例第9号）

- 1 児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部改正に伴い、乳幼児が市町村の健康診査を受けた場合には、児童福祉施設における入通所時等の健康診断を不要としました。
 - 2 この条例は、公布の日から施行します。
-

◇ 児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例及び一時保護施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例（条例第10号）

- 1 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準及び一時保護施設の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、施設の長等の資格者にこども家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者を追加したほか、所要の改正を行いました。
 - 2 この条例は、公布の日から施行します。
-

◇ 長野県福祉大学校条例の一部を改正する条例（条例第11号）

- 1 学校教育法の一部改正に伴い、保育学科の入学資格を、大学の入学資格と同等としました。
 - 2 この条例は、令和8年4月1日から施行します。
-

◇ 国民健康保険事業費納付金の算定の基準等に関する条例の一部を改正する条例（条例第12号）

- 1 子ども・子育て支援金制度の創設に伴い、被保険者等から子ども・子育て支援金を徴収することとされたことから、国民健康保険事業費納付金の算定の基準等を定めました。
 - 2 この条例は、令和8年4月1日から施行します。
-

◇ 長野県立総合リハビリテーションセンター条例の一部を改正する条例（条例第13号）

- 1 長野県総合リハビリテーション事業について、経営状況を踏まえ、地方公営企業法上の病院事業とすることに伴い、所要の改正を行いました。
 - 2 この条例は、令和8年4月1日から施行します。
-

◇ 長野県附属機関条例の一部を改正する条例（条例第14号）

- 1 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令の一部改正に伴い、同令を引用している規定について所要の改正を行いました。
 - 2 この条例は、公布の日から施行します。
-

◇ 食品衛生法施行条例の一部を改正する条例（条例第15号）

- 1 食品衛生法施行規則の一部改正に伴い、従事者が常駐せず全自動調理機により調理された食品を販売する営業の施設に関する基準を定めました。
 - 2 この条例は、令和8年4月1日から施行します。
-

◇ 長野県手数料徴収条例の一部を改正する条例（条例第16号）

- 1 諸経費の増大に伴い、手数料の額を改定しました。
 - 2 開発整備促進区内の建築物の用途制限の適用除外に係る認定に関する審査手数料を定めました。
 - 3 この条例は、公布の日（一部の規定は、令和8年4月1日）から施行します。
-

◇ 長野県地球温暖化対策条例の一部を改正する条例（条例第17号）

- 1 2030年度までに2010年度比で、温室効果ガス正味排出量を6割削減、再生可能エネルギー生産量を2倍増とする目標達成、ひいては高い環境エネルギー性能を有し、再生可能エネルギー設備を備えた建築物の普及による暮らしの質の向上と持続可能な脱炭素社会の実現を志向し、次のとおり改正しました。
 - (1) 新築住宅が満たすべき省エネ性能をZEH基準に強化
 - (2) 延床面積300㎡以上の新築建築物への再生可能エネルギー設備設置義務を創設

- (3) 延床面積10㎡超の新築建築物について設計者から建築主への説明義務を創設
- 2 この条例は、令和10年4月1日（一部の規定は、令和9年4月1日）から施行します。
-

◇ 浄化槽保守点検業者の登録等に関する条例の一部を改正する条例（条例第18号）

- 1 諸経費の増大に伴い、浄化槽保守点検業者の登録の事務に係る手数料の額を改定しました。
- 2 この条例は、令和8年4月1日から施行します。
-

◇ 長野県工業技術総合センター試験等手数料徴収条例の一部を改正する条例（条例第19号）

- 1 諸経費の増大等に伴い、企業等の依頼を受けて行う試験等に係る手数料の上限額及び下限額を改定しました。
- 2 この条例は、令和8年4月1日から施行します。
-

◇ 長野県宿泊税条例の一部を改正する条例（条例第20号）

- 1 野沢温泉村の宿泊税条例の制定を踏まえ、税率の特例を適用する区域となる市町村に野沢温泉村を追加しました。
- 2 この条例は、公布の日から施行します。
-

◇ 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件に関する条例等の一部を改正する条例（条例第21号）

- 1 長野県内の建築物等における県産材利用方針の見直しを踏まえ、木材の利用を規定している次の条例について、県産の木材を利用するよう努める規定を設けることとしました。
- (1) 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件に関する条例
 - (2) 保護施設の設備及び運営の基準に関する条例
 - (3) 介護保険法に基づく指定居宅サービス等の事業の従業者、設備及び運営の基準に関する条例
 - (4) 介護保険法に基づく指定介護予防サービス等の事業の従業者、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例
 - (5) 介護保険法に基づく指定介護老人福祉施設の従業者、設備及び運営の基準に関する条例
 - (6) 介護老人保健施設の従業者、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例
 - (7) 養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例
 - (8) 特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例
 - (9) 軽費老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例
 - (10) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準に関する条例
 - (11) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者支援施設の設備及び運営の基準に関する条例
 - (12) 児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例
 - (13) 介護医療院の従業者、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例
 - (14) 女性自立支援施設の設備及び運営の基準に関する条例
 - (15) 一時保護施設の設備及び運営の基準に関する条例
- 2 この条例は、公布の日から施行します。
-

◇ 国道及び県道の沿道区域の指定の基準等に関する条例（条例第22号）

- 1 工作物の倒壊による道路閉塞を防止するための対象区域の指定に伴い、道路法に基づき、対象区域内の工作物の設置予定者からの届出事項を定めました。
- 2 この条例は、令和8年4月1日から施行します。
-

◇ 長野県公営企業の設置及びその経営の基本並びに財務等の特例に関する条例の一部を改正する条例（条例第23号）

- 1 越百のしずく発電所のしゅん工に伴い、発電所の最大出力に係る規定を改正しました。
- 2 この条例は、公布の日から施行します。
-

◇ 長野県学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（条例第24号）

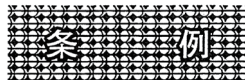
- 1 へき地教育振興法施行規則の一部改正に伴い、へき地手当について地域手当との減額調整を廃止しました。
 - 2 この条例は、公布の日から施行し、令和7年4月1日から適用します。
-

◇ 長野県高等学校授業料等徴収条例の一部を改正する条例（条例第25号）

- 1 多様な背景を有する生徒が増加している近年の状況を踏まえ、当該生徒に対して教育の機会均等を図るため、通信制課程の受講料を減免することができることとしました。
 - 2 この条例は、令和8年4月1日から施行します。
-

◇ 長野県地方警察職員定数条例の一部を改正する条例（条例第26号）

- 1 警察法施行令の一部改正により、警察官の定数の基準となる定員が増加することから、当該定数を3,502人（改正前3,497人）に改定しました。
 - 2 この条例は、令和8年4月1日から施行します。
-



長野県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例をここに公布します。

令和 8 年 3 月 23 日

長野県知事 阿 部 守 一

長野県条例第 1 号

長野県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例

長野県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成19年長野県条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 9 条を第10条とし、第 8 条を第 9 条とし、第 7 条を第 8 条とし、第 6 条の次に次の 1 条を加える。

（添付書面等の省略）

第 7 条 申請等をする者は、その者に係る住民票の写し、登記事項証明書その他の規則等で定める書面等であって当該申請等に関する他の条例等の規定により当該申請等に際し添付することとされているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、県の機関等が、当該申請等をする者が行う電子情報処理組織を使用した行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第 2 条第 7 項に規定する個人番号カードの利用その他の措置であって当該書面等の区分に応じ規則等で定めるものにより、直接に、又は電子情報処理組織を使用して、当該書面等により確認すべき事項に係る情報を入手し、又は参照することができる場合には、添付することを要しない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

D X 推進課

知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布します。

令和 8 年 3 月 23 日

長野県知事 阿 部 守 一

長野県条例第 2 号

知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成11年長野県条例第46号）の一部を次のように改正する。

別表の 29 の項中「及び広域連合」を「、上松町、南木曽町、木祖村、王滝村、大桑村及び木曽町並びに広域連合（木曽広域連合を除く。）」に改め、同表の 30 の項中「(坂城町を除く。)」を削り、「及び広域連合」を「、上松町、南木曽町、木祖村、王滝村、大桑村、木曽町及び坂城町並びに広域連合（木曽広域連合を除く。）」に改める。

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

市 町 村 課

住民基本台帳法に基づく本人確認情報の利用及び提供に関する条例の一部を改正する条例をここに公布します。

令和 8 年 3 月 23 日

長野県知事 阿 部 守 一

長野県条例第 3 号

住民基本台帳法に基づく本人確認情報の利用及び提供に関する条例の一部を改正する条例

住民基本台帳法に基づく本人確認情報の利用及び提供に関する条例（平成20年長野県条例第32号）の一部を次のように改正する。

別表の 4 監査委員の項を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

市 町 村 課

職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布します。

令和8年3月23日

長野県知事 阿 部 守 一

長野県条例第4号

職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例

職員の勤務時間及び休暇等に関する条例（昭和27年長野県条例第9号）の一部を次のように改正する。

第12条の4第1項中「小学校就学の始期から満9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子」を「子であつて、次に掲げるもの」に、「一部」を「全部又は一部」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 小学校就学の始期から満12歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあるもの
- (2) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第4条第1項に規定する障害者又は同条第2項に規定する障害児で満12歳に達する日後の最初の4月1日から満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあるもの

第12条の4第2項中「で」を「又は1年につき職員の育児休業等に関する条例第22条に定める時間を超えない範囲内で」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。
（企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正）
- 2 企業職員の給与の種類及び基準を定める条例（昭和43年長野県条例第22号）の一部を次のように改正する。

第19条を次のように改める。

（給与の減額）

第19条 職員が勤務しないときは、第11条の規定により時間外勤務手当を支給すべき職員に対して管理者が指定する当該時間外勤務手当の一部の支給に代わる措置の対象となるべき時間又は休暇（次に掲げる休暇を除く。）による場合その他その勤務しないことにつき特に承認（当該職員がその小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため1日の勤務時間の全部又は一部を勤務しないことの承認を除く。）のあつた場合を除くほか、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額した給与を支給するものとする。

- (1) 当該職員が配偶者、父母、子、配偶者の父母その他管理者が指定する者で負傷、疾病又は老齢により管理者が指定する期間にわたり日常生活を営むのに支障があるもの（以下この号及び次号において「要介護者」という。）の介護をするため、管理者が指定するところにより、当該職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間（次号において「指定期間」という。）内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇
- (2) 当該職員が要介護者の介護をするため、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する3年の期間（当該要介護者に係る指定期間と重複する期間を除く。）内において1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇
- (3) 当該職員がその小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため1日の勤務時間の全部又は一部を勤務しないことの承認を受けることができる場合を除き、当該職員（当該承認を受けた職員その他管理者が指定する職員を除く。）の子（民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であつて、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童及び職員の育児休業等に関する条例第2条の2に規定する者を含む。）であつて、次に掲げるものを養育するため、1日の勤務時間の全部又は一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇

ア 小学校就学の始期から満12歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあるもの

イ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第4条第1項に規定する障害者又は同条第2項に規定する障害児で満12歳に達する日後の最初の4月1日から満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあるもの

人 事 課

長野県県税条例等の一部を改正する条例をここに公布します。

令和8年3月23日

長野県知事 阿 部 守 一

長野県条例第5号

長野県県税条例等の一部を改正する条例

(長野県県税条例の一部改正)

第1条 長野県県税条例(昭和25年長野県条例第41号)の一部を次のように改正する。

第21条の5第1項第3号中「及び第3号」を「から第4号まで」に、「(同条第3項の規定により特定寄附金とみなされるものを含む。)」並びに「を」及び「に」を「及び」に改め、同号のイを次のように改める。

イ 公益信託に関する法律(令和6年法律第30号)第6条又は同法附則第4条第1項の規定により知事の認可を受けた公益信託の信託財産とするために支出した当該公益信託に係る信託事務に関連する寄附金

第39条の9第1項中「法人課税信託」を「法人課税信託等」に改める。

第39条の9の2の見出し中「法人課税信託」を「法人課税信託等」に改め、同条第1項中「法人課税信託の受託者」を「法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託又は同法第12条第4項第2号に規定する公益信託(以下この条において「法人課税信託等」という。)の受託者」に、「法人課税信託の信託資産等」を「法人課税信託等の信託資産等」に改め、同条第2項から第4項までの規定中「法人課税信託」を「法人課税信託等」に改める。

附則第1条の2を削る。

附則第12条の3第1項中「(第3項及び附則第13条の2の3第1項において「認定地方公共団体」という。)」を削る。

附則第13条の2を削り、附則第13条の2の2を附則第13条の2とする。

附則第13条の2の3第1項中「に、」の次に「地域再生法第8条第1項に規定する」を加え、同条を附則第13条の2の2とする。

附則第13条の2の4を削り、附則第13条の2の5を附則第13条の2の3とする。

(長野県県税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 長野県県税条例の一部を改正する条例(平成19年長野県条例第38号)の一部を次のように改正する。

附則第2項中「を除く」を「及び公益信託に関する法律(令和6年法律第30号)附則第4条第1項に規定する移行認可を受けたものを除く」に改める。

(長野県公益認定等審議会条例の一部改正)

第3条 長野県公益認定等審議会条例(平成20年長野県条例第6号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「に係る」を「若しくは公益信託(公益信託に関する法律(令和6年法律第30号)第2条第1項第1号に規定する公益信託をいう。)に係る」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。ただし、第1条中第21条の5第1項第3号の改正規定及び次項の規定は、令和9年1月1日から施行する。

(県民税に関する規定の適用)

2 所得税法等の一部を改正する法律(令和6年法律第8号)附則第3条第1項の規定の適用がある場合における第1条の規定による改正後の長野県県税条例第21条の5第1項(第3号に係る部分に限る。)の規定の適用については、同号中「寄附金及び」とあるのは、「寄附金(所得税法等の一部を改正する法律(令和6年法律第8号)附則第3条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第1条の規定による改正前の所得税法第78条第3項の規定により特定寄附金とみなされる寄附金のうち、公益信託ニ関スル法律(大正11年法律第62号)第2条第1項の規定により知事又は長野県教育委員会の許可を受けた同法第1条に規定する公益信託の信託財産とするために支出した金銭を含む。)及び」とする。

(地方消費税に関する規定の適用)

3 第1条の規定による改正後の長野県県税条例第39条の9第1項及び第39条の9の2第1項から第4項までの規定は、この条例の施行の日以後に効力が生ずる地方税法等の一部を改正する法律(令和6年法律第4号)附則第1条第10号に掲げる規定による改正後の地方税法(昭和25年法律第226号)第72条の80第1項ただし書に規定する公益信託(移行認可を受けた信託を含む。)について適用し、この条例の施行の日前に効力が生じた公益信託に関する法律(令和6年法律第30号)による改正前の公益信託ニ関スル法律(大正11年法律第62号)第1条に規定する公益信託(移行認可を受けたものを除く。)については、なお従前の例による。

税 務 課
情報公開・法務課

長野県公告式条例の一部を改正する条例をここに公布します。

令和8年3月23日

長野県知事 阿 部 守 一

長野県条例第6号

長野県公告式条例の一部を改正する条例

長野県公告式条例(昭和25年長野県条例第40号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「その末尾に知事が署名」を「知事が署名(総務省関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則(平成15年総務省令第48号)第2条第2項第1号のイに規定する電子署名を含む。)」を」に改める。

附 則
この条例は、公布の日から施行する。

情報公開・法務課

長野県立美術館条例の一部を改正する条例をここに公布します。
令和 8 年 3 月 23 日

長野県知事 阿 部 守 一

長野県条例第 7 号

長野県立美術館条例の一部を改正する条例
長野県立美術館条例（昭和 44 年長野県条例第 32 号）の一部を次のように改正する。

別表の 1 中	「	—	—	23, 400	を
		6, 000	6, 900	13, 800	
		24, 200	27, 600	55, 200	

「	—	—	25, 200	に改める。
	6, 500	7, 400	14, 900	
	26, 100	29, 800	59, 700	

附 則
この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

文化振興課

資金積立基金条例の一部を改正する条例をここに公布します。
令和 8 年 3 月 23 日

長野県知事 阿 部 守 一

長野県条例第 8 号

資金積立基金条例の一部を改正する条例
資金積立基金条例（昭和 39 年長野県条例第 15 号）の一部を次のように改正する。

別表の「信州学生協会・信濃寮」大学修学等支援基金の項中	「	「信州学生協会・信濃寮」大学修学等支援基金	を
-----------------------------	---	-----------------------	---

「信州の学生修学等支援基金」に改め、「公益財団法人信州学生協会からの寄附金を原資として、」を削り、同表の

長野県県立学校施設整備基金の項の次に次のように加える。

長野県公立高等学校等教育改革推進基金	公立の高等学校及び特別支援学校の高等部の教育改革の推進を図る。	公立の高等学校及び特別支援学校の高等部の教育改革の推進に要する費用の財源に充てる。
--------------------	---------------------------------	---

附 則
この条例は、公布の日から施行する。

次世代サポート課
高校教育課

児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の従業者、設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布します。

令和8年3月23日

長野県知事 阿部 守一

長野県条例第9号

児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の従業者、設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正する条例

次に掲げる条例の規定中「健康診断が」を「健康診断又は母子保健法(昭和40年法律第141号)第12条又は第13条に規定する健康診査が」に改める。

- (1) 児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の従業者、設備及び運営の基準に関する条例(平成24年長野県条例第66号)第32条第1項ただし書
- (2) 児童福祉法に基づく指定障害児入所施設の従業者、設備及び運営の基準に関する条例(平成24年長野県条例第67号)第27条第1項ただし書
- (3) 児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例(平成24年長野県条例第69号)第14条第1項ただし書

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

こども・家庭課
障がい者支援課

児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例及び一時保護施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例をここに公布します。

令和8年3月23日

長野県知事 阿部 守一

長野県条例第10号

児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例及び一時保護施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

(児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正)

第1条 児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例(平成24年長野県条例第69号)の一部を次のように改正する。

第27条第2項中「、社会福祉士若しくは精神保健福祉士の資格を有する者」を削る。

第28条第1項第4号中「前3号」を「前各号」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 児童福祉法施行規則(昭和23年厚生省令第11号)第5条の2の8に規定するこども家庭ソーシャルワーカー(以下「こども家庭ソーシャルワーカー」という。)の資格を有する者

第37条第1項第4号中「前3号」を「前各号」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) こども家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者

第38条中第4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。

(4) こども家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者

第58条第1項第4号中「前3号」を「前各号」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) こども家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者

第59条中第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) こども家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者

第91条第1項第4号中「前3号」を「前各号」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) こども家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者

第96条第1項中第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) こども家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者

第97条中第3号を第5号とし、第2号の次に次の2号を加える。

(3) 精神保健福祉士の資格を有する者

(4) こども家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者

第98条中第3号を第5号とし、第2号の次に次の2号を加える。

(3) 精神保健福祉士の資格を有する者

(4) こども家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者
第108条第2項第2号中「(昭和23年厚生省令第11号)」を削る。
(一時保護施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正)

第2条 一時保護施設の設備及び運営の基準に関する条例（令和7年長野県条例第16号）の一部を次のように改正する。
第14条中「第33条の10各号」を「第33条の10第1項各号」に改める。
第21条中第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。
(3) 児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）第5条の2の8に規定することも家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者

附 則
この条例は、公布の日から施行する。

児童相談・養育支援室

長野県福祉大学校条例の一部を改正する条例をここに公布します。
令和8年3月23日

長野県知事 阿 部 守 一

長野県条例第11号

長野県福祉大学校条例の一部を改正する条例
長野県福祉大学校条例（平成6年長野県条例第28号）の一部を次のように改正する。
第4条第1号のイ中「第150条第1号、第2号、第4号若しくは第5号又は第183条各号」を「第183条の規定により読み替えられた同規則第150条各号」に改める。
第6条第1項中「第11条」を「第9条」に改める。

附 則
この条例は、令和8年4月1日から施行する。

地域福祉課

国民健康保険事業費納付金の算定の基準等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布します。
令和8年3月23日

長野県知事 阿 部 守 一

長野県条例第12号

国民健康保険事業費納付金の算定の基準等に関する条例の一部を改正する条例
国民健康保険事業費納付金の算定の基準等に関する条例（平成29年長野県条例第56号）の一部を次のように改正する。
第2条第3項中「80万円」を「90万円」に改める。
第5条を第6条とし、第4条の次に次の1条を加える。
(子ども・子育て支援納付金納付金基礎額)

第5条 政令第11条の2第3項の条例で定める基準は、同項第1号に掲げる額を同項第2号に掲げる額で除して得た数とする。
2 政令第11条の2第4項に規定する条例で定める数は、同項第1号に掲げる数とする。
3 政令第11条の2第5項に規定する条例で定める数は、同項第2号に掲げる数とする。
4 政令第11条の2第7項の条例で定める範囲は、零を超え1未満の範囲とする。

附 則
この条例は、令和8年4月1日から施行する。

国民健康保険室

長野県立総合リハビリテーションセンター条例の一部を改正する条例をここに公布します。
令和8年3月23日

長野県知事 阿 部 守 一

長野県条例第13号

長野県立総合リハビリテーションセンター条例の一部を改正する条例

長野県立総合リハビリテーションセンター条例（昭和49年長野県条例第31号）の一部を次のように改正する。

第 1 条を次のように改める。

（趣旨）

第 1 条 この条例は、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）及び地方自治法（昭和22年法律第67号）の規定に基づき、リハビリテーション事業の設置及びその運営等並びに総合リハビリテーションセンターの設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。

第 2 条を削る。

第 3 条中「身体障害者」を「障害者」に改め、同条に次の 1 項を加える。

2 リハビリテーション事業は、障害者に係る次に掲げる業務を行う事業とする。

(1) 医療法（昭和23年法律第205号）第 1 条の 5 第 1 項に規定する病院として行う診療

(2) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第 5 条第 7 項、第 8 項、第10項、第12項、第14項、第20項、第23項及び第24項に規定する便宜の供与

(3) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第32条に規定する補装具の製作及び修理

第 3 条を第 2 条とし、第 4 条を削り、第 5 条を第 3 条とし、同条の次に次の 1 条を加える。

（総合リハビリテーションセンターの設置）

第 4 条 障害者の福祉増進を目的として、障害者に係る第 2 条第 2 項各号に掲げる業務及び身体障害者福祉法第11条第 2 項に規定する業務を行うため、長野県立総合リハビリテーションセンター（第 9 条第 1 項及び第11条において「センター」という。）を長野市に設置する。

第 6 条を第 5 条とし、第 7 条から第 9 条までを 1 条ずつ繰り上げる。

第10条第 1 項中「及び法」を「及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改め、同条を第 9 条とし、第 11 条を第10条とし、第12条を第11条とする。

別表中「(第10条関係)」を「(第 9 条関係)」に改め、同表の 2 便宜の供与の項を削り、同表の 3 診療の項中

「

3 診療

」を「

2 診療

」に改め、同表の 4 特別室利用料の項中「

4 特別室利用料

」を

「

3 特別室利用料

」に改め、同表の 5 特別入院料の項中「

5 特別入院料

」を「

4 特別入院料

」に改め、

同項の次に次のように加える。

5 便宜の供与	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第29条第 3 項第 1 号、第30条第 3 項第 1 号、第51条の 17第 2 項又は第51条の 18第 2 項の規定による主務大臣が定める基準により算定した費用の額に相当する額
---------	---

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

障がい者支援課

長野県附属機関条例の一部を改正する条例をここに公布します。

令和 8 年 3 月 23 日

長野県知事 阿 部 守 一

長野県条例第14号

長野県附属機関条例の一部を改正する条例

長野県附属機関条例（令和 2 年長野県条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

別表の 1 の長野県障害者介護給付費等不服審査会の項中「第48条第 1 項」を「第58条第 1 項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

障がい者支援課

食品衛生法施行条例の一部を改正する条例をここに公布します。

令和 8 年 3 月 23 日

長野県知事 阿 部 守 一

長野県条例第15号

食品衛生法施行条例の一部を改正する条例

食品衛生法施行条例（平成11年長野県条例第51号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 項中「別表第 1 及び別表第 2」を「別表第 1 の 3 及び別表第 2 の 30 の(4)」に改める。

別表第 1 の 3 の(3)中「別表第 2」を「次表の 2 の(2)」に改め、同表の 5 の(2)中「別表第 2」を「ただし、従事者が常駐せず全自動調理機（自動的に食品を調理し、調理された食品を提供する機能を有する調理器具であって、政令第34条の 2 第 2 号の調理の機能を有する自動販売機と同等以上の材質、構造、機能等を有するものをいう。以下同じ。）により調理された食品を販売する営業を除く。次表の 1 の(1)の ア」に改め、同 5 の(3)中「場合」を「場合（従事者が常駐せず全自動調理機により調理された食品を販売する場合を除く。次表の 1 の(1)において同じ。）」に改め、同 5 の(6)を同 5 の(7)とし、同 5 の(5)を同 5 の(6)とし、同 5 の(4)を同 5 の(5)とし、同 5 の(3)の次に次のように加える。

(4) 政令第35条第 1 号に規定する飲食店営業のうち、従事者が常駐せず全自動調理機により調理された食品を販売する場合にあっては、3 の(8)、(9)、(12)、(13)、(16)及び(17)並びに 4 の(7)の基準を適用しない。

別表第 2 の 1 を次のように改める。

1 政令第35条第 1 号に規定する飲食店営業

(1) 自動車において調理をする場合にあっては、次に掲げる基準を満たすこと。

ア 簡易な営業にあっては、1 日の営業において約40 リットルの水を供給し、かつ、廃水を保管することのできる貯水設備を有すること。

イ 比較的大量の水を要しない営業にあっては、1 日の営業において約80 リットルの水を供給し、かつ、廃水を保管することのできる貯水設備を有すること。

ウ 比較的大量の水を要する営業にあっては、1 日の営業において約200 リットルの水を供給し、かつ、廃水を保管することのできる貯水設備を有すること。

(2) 従事者が常駐せず、全自動調理機により調理された食品を販売する場合にあっては、次に掲げる基準を満たすこと。

ア 施設（全自動調理機を含む。イ及びカにおいて同じ。）の全体の衛生状況を確認するための監視設備を有すること。

イ 施設に異常が生じた場合に、当該施設の営業者が全自動調理機を停止することができ機能を有すること。

ウ 全自動調理機が、原材料の温度、調理の工程等の状況を監視し、異常が生じた場合に自動的に停止する機能を有すること。

エ 全自動調理機が、外部からの汚染等を防止する構造を持つ、調理後の食品に係る保管設備を有すること。

オ 全自動調理機が、調理後の食品について、一定の時間を経過した場合には、当該食品を提供しない機能を有すること。

カ 施設に異常が生じた場合に当該施設の営業者と連絡ができるよう、当該営業者の連絡先の掲示を行うこと。

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

食品・生活衛生課

長野県手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布します。

令和 8 年 3 月 23 日

長野県知事 阿 部 守 一

長野県条例第16号

長野県手数料徴収条例の一部を改正する条例

長野県手数料徴収条例（平成12年長野県条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 の 13 の項中「

17, 000円

」を「

18, 000円

」に改め、同表の 17 の項中「

6, 400円

」を「

7, 000円

」に改め、同表の18の項中「

9, 700円

」を「

10, 000円

」に改め、同表の 19 の項中「

5, 800円
4, 600円
17, 000円
13, 000円
10, 000円
8, 600円

」を「

6, 200円
4, 900円
18, 000円
14, 000円
11, 000円
9, 100円

」に、

22,000円	23,000円
18,000円	19,000円

菓子製造業	ア 祭礼、縁日等に際し、一時的に設ける施設において製造するもの	新 規	〃	5,800円
		継 続	〃	4,600円
	イ ア以外のもの	新 規	〃	15,000円
		継 続	〃	12,000円
アイスクリーム類製造業、豆腐製造業、納豆製造業、麺類製造業、漬物製造業又は食品の小分け業		新 規	〃	15,000円
		継 続	〃	12,000円

菓子製造業、アイスクリーム類製造業、豆腐製造業、納豆製造業、麺類製造業、漬物製造業又は食品の小分け業	新 規	〃	16,000円	に、	17,000円	を
	継 続	〃	13,000円		13,000円	
					30,000円	
					25,000円	

18,000円	に改め、同表の 20 の項中	17,000円	を	18,000円	に改め、同表の 21 の項中
14,000円					
31,000円					
26,000円					

23,000円	を	24,000円	に改め、同表の 22 の項中	23,000円	を	24,000円	に改
8,100円		8,700円		7,700円		8,100円	

め、同表の 23 の項中	23,000円	を	24,000円	に改め、同表の 25 の項中	17,000円	を
--------------	---------	---	---------	----------------	---------	---

18,000円	に改め、同表の 29 の項中	140,000円	を	150,000円	に、	24,000円	を
---------	----------------	----------	---	----------	----	---------	---

25,000円	に、	35,000円	を	37,000円	に、	7,800円	を
---------	----	---------	---	---------	----	--------	---

8,200円	に、	51,000円	を	52,000円	に改め、同表の 33 の項中	147,600円	を
--------	----	---------	---	---------	----------------	----------	---

156,000円	に、	138,400円	を	146,200円	に、	71,500円	を
		8,000円		8,700円			
		90,100円		95,000円			

75,400円	に、	118,000円	を	124,700円	に、	110,700円	を
---------	----	----------	---	----------	----	----------	---

「 <table><tr><td>116,900円</td></tr></table> 」に、「 <table><tr><td>5,900円</td></tr></table> 」を「 <table><tr><td>6,500円</td></tr></table> 」に、「 <table><tr><td>72,100円</td></tr></table> 」を	116,900円	5,900円	6,500円	72,100円										
116,900円														
5,900円														
6,500円														
72,100円														
「 <table><tr><td>76,000円</td></tr></table> 」に、「 <table><tr><td>57,200円</td></tr></table> 」を「 <table><tr><td>60,200円</td></tr></table> 」に、「 <table><tr><td>82,600円</td></tr></table> 」を	76,000円	57,200円	60,200円	82,600円										
76,000円														
57,200円														
60,200円														
82,600円														
「 <table><tr><td>87,100円</td></tr></table> 」に、「 <table><tr><td>47,700円</td></tr><tr><td>11,200円</td></tr></table> 」を「 <table><tr><td>50,100円</td></tr><tr><td>12,100円</td></tr></table> 」に、「 <table><tr><td>36,000円</td></tr><tr><td>29,400円</td></tr></table> 」を	87,100円	47,700円	11,200円	50,100円	12,100円	36,000円	29,400円							
87,100円														
47,700円														
11,200円														
50,100円														
12,100円														
36,000円														
29,400円														
「 <table><tr><td>37,700円</td></tr><tr><td>30,800円</td></tr></table> 」に、「 <table><tr><td>55,300円</td></tr></table> 」を「 <table><tr><td>58,200円</td></tr></table> 」に、「 <table><tr><td>49,400円</td></tr><tr><td>35,700円</td></tr></table> 」を	37,700円	30,800円	55,300円	58,200円	49,400円	35,700円								
37,700円														
30,800円														
55,300円														
58,200円														
49,400円														
35,700円														
「 <table><tr><td>51,900円</td></tr><tr><td>37,400円</td></tr></table> 」に、「 <table><tr><td>22,900円</td></tr><tr><td>20,800円</td></tr></table> 」を「 <table><tr><td>23,900円</td></tr><tr><td>21,600円</td></tr></table> 」に、「 <table><tr><td>75,800円</td></tr></table> 」を	51,900円	37,400円	22,900円	20,800円	23,900円	21,600円	75,800円							
51,900円														
37,400円														
22,900円														
20,800円														
23,900円														
21,600円														
75,800円														
「 <table><tr><td>79,900円</td></tr></table> 」に、「 <table><tr><td>65,100円</td></tr><tr><td>40,600円</td></tr></table> 」を「 <table><tr><td>68,600円</td></tr><tr><td>42,600円</td></tr></table> 」に、「 <table><tr><td>34,100円</td></tr><tr><td>27,400円</td></tr></table> 」を	79,900円	65,100円	40,600円	68,600円	42,600円	34,100円	27,400円							
79,900円														
65,100円														
40,600円														
68,600円														
42,600円														
34,100円														
27,400円														
「 <table><tr><td>35,700円</td></tr><tr><td>28,600円</td></tr></table> 」に、「第14条第 7 項（同条第15項後段）」を「第14条第 6 項（同条第13項後段）」に、「第14条第15項」を「第14	35,700円	28,600円												
35,700円														
28,600円														
条第13項」に、「 <table><tr><td>138,400円</td></tr><tr><td>90,700円</td></tr><tr><td>138,400円</td></tr></table> 」を「 <table><tr><td>146,300円</td></tr><tr><td>95,700円</td></tr><tr><td>146,300円</td></tr></table> 」に、「 <table><tr><td>72,600円</td></tr></table> 」を「 <table><tr><td>76,500円</td></tr></table> 」に、	138,400円	90,700円	138,400円	146,300円	95,700円	146,300円	72,600円	76,500円						
138,400円														
90,700円														
138,400円														
146,300円														
95,700円														
146,300円														
72,600円														
76,500円														
「 <table><tr><td>38,400円</td></tr><tr><td>28,600円</td></tr></table> 」を「 <table><tr><td>40,300円</td></tr><tr><td>29,900円</td></tr></table> 」に、「 <table><tr><td>3,000円</td></tr><tr><td>15,300円</td></tr><tr><td>8,100円</td></tr><tr><td>2,000円</td></tr><tr><td>3,000円</td></tr></table> 」を「 <table><tr><td>3,200円</td></tr><tr><td>16,300円</td></tr><tr><td>8,800円</td></tr><tr><td>2,100円</td></tr><tr><td>3,200円</td></tr></table> 」に改め、同表の 55 の項中	38,400円	28,600円	40,300円	29,900円	3,000円	15,300円	8,100円	2,000円	3,000円	3,200円	16,300円	8,800円	2,100円	3,200円
38,400円														
28,600円														
40,300円														
29,900円														
3,000円														
15,300円														
8,100円														
2,000円														
3,000円														
3,200円														
16,300円														
8,800円														
2,100円														
3,200円														
「 <table><tr><td>1,900円</td></tr><tr><td>6,000円</td></tr></table> 」を「 <table><tr><td>2,100円</td></tr><tr><td>6,300円</td></tr></table> 」に、「 <table><tr><td>1,800円</td></tr></table> 」を「 <table><tr><td>1,900円</td></tr></table> 」に改め、同表の 56 の項中	1,900円	6,000円	2,100円	6,300円	1,800円	1,900円								
1,900円														
6,000円														
2,100円														
6,300円														
1,800円														
1,900円														
「 <table><tr><td>940円</td></tr></table> 」を「 <table><tr><td>990円</td></tr></table> 」に、「 <table><tr><td>730円</td></tr><tr><td>1,600円</td></tr></table> 」を「 <table><tr><td>870円</td></tr><tr><td>3,100円</td></tr></table> 」に改め、同表の 68 の項中	940円	990円	730円	1,600円	870円	3,100円								
940円														
990円														
730円														
1,600円														
870円														
3,100円														
「 <table><tr><td>(35) 法第68条の 3 第 4 項の規定による建築物の各部分の高さの許可の申請に対する審査</td><td>〃</td><td>160,000円</td></tr></table> 」を	(35) 法第68条の 3 第 4 項の規定による建築物の各部分の高さの許可の申請に対する審査	〃	160,000円											
(35) 法第68条の 3 第 4 項の規定による建築物の各部分の高さの許可の申請に対する審査	〃	160,000円												

(35) 法第68条の3第4項の規定による建築物の各部分の高さの許可の申請に対する審査	〃	160,000円	
(36) 法第68条の3第7項（法第87条第2項又は第88条第2項において準用する場合を含む。）の規定による建築物の用途に関する制限の適用除外に係る認定の申請に対する審査	〃	28,000円	に、「(36)」を「(37)」に、「(37)」

を「(38)」に、「(38)」を「(39)」に、「(39)」を「(40)」に、「(40)」を「(41)」に、「(41)」を「(42)」に、「(42)」を「(43)」に、「(43)」を「(44)」に、「(44)」を「(45)」に、「(45)」を「(46)」に、「(46)」を「(47)」に、「(47)」を「(48)」に、「(48)」を「(49)」に、「(49)」を「(50)」に、「(50)」を「(51)」に、「(51)」を「(52)」に、「(52)」を「(53)」に、「(53)」を「(54)」に、「(54)」を「(55)」に、「(55)」を「(56)」に、「(56)」を「(57)」に、「(57) 法」を「(58) 法」に、「(58) 法」を「(59) 法」に、「(59)」を「(60)」に、「(57) のア」を「(58) のア」に、「(60) 法」を「(61) 法」に、「(61)」を「(62)」に、「(62)」を「(63)」に、「(60) のア」を「(61) のア」に、「(63)」を「(64)」に、「(64)」を「(65)」に、「(65)」を「(66)」に改め、同項の備考の4中「この項の (57)」を「この項の (58)」に改め、同備考の7中「この項の (58)」を「この項の (59)」

に改め、同表の 74 の 3 の項中	「	47, 000円	を	「	48, 000円	に改める。
		59, 000円			60, 000円	
		71, 000円			72, 000円	
	」			」		

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 別表第 1 の 68 の項の改正規定 公布の日

(2) 別表第 1 の 33 の項の改正規定（「第14条第 7 項（同条第15項後段）を「第14条第 6 項（同条第13項後段）」に、「第14条第15項」を「第14条第13項」に改める部分に限る。） 令和 8 年 5 月 1 日

(経過措置)
- 2 この条例の施行の際現に食品衛生法等の一部を改正する法律（平成30年法律第46号）第 2 条の規定による改正前の食品衛生法（昭和22年法律第233号）第52条第 1 項の許可を受けて営業を営んでいる者が、この条例の施行の日以後当該営業について最初に食品衛生法第55条第 1 項の規定による許可を受けようとする場合におけるこの条例による改正後の長野県手数料徴収条例別表第 1 の 19 の項の規定の適用については、同項中

「 6,200円 」とあるのは「 4,900円 」と、「 18,000円 」とあるのは「 14,000円 」と、「 11,000円 」とあるのは「 9,100円 」と、「 23,000円 」とあるのは「 19,000円 」と、「 16,000円 」とあるのは「 13,000円 」とする。

食品・生活衛生課
薬事管理課
園芸畜産課
建築住宅課

長野県地球温暖化対策条例の一部を改正する条例をここに公布します。

令和 8 年 3 月 23 日

長野県知事 阿 部 守 一

長野県条例第17号

長野県地球温暖化対策条例の一部を改正する条例

- 第 1 条 長野県地球温暖化対策条例（平成18年長野県条例第19号）の一部を次のように改正する。

第20条第 2 項から第 4 項までを削り、同条第 5 項中「第 1 項」を「前項」に改め、同項を同条第 2 項とする。

第21条第 1 項中「への」を「又はその敷地への」に改め、「第 5 項並びに」を削り、同条第 2 項から第 4 項までを削り、同条第 5 項中「第 1 項」を「前項」に、「に導入」を「又はその敷地に導入」に改め、同項を同条第 2 項とする。

第22条第 1 項中「この項及び第 5 項」を「この条」に改め、同条第 2 項から第 4 項までを削り、同条第 5 項中「第 1 項」を「前項」に改め、同項を同条第 2 項とする。

第23条中「者、」を「者（以下「設計者」という。）、」に改める。

第23条の2の見出しを「（設計者による検討等）」に改め、同条第1項を次のように改める。

設計者は、第20条第1項、第21条第1項又は第22条第1項の規定による新築に係る建築物の設計を行うときは、これらの規定による検討を行い、当該設計を委託した者にその内容を説明しなければならない。

第23条の2第2項中「検討を行った住宅等設計者」を「説明を行った設計者」に改め、同項第1号中「検討を求めた」を「説明を受けた」に、「名称、」を「名称、代表者の氏名及び」に改め、「及び代表者の氏名」を削り、同項第3号中「検討」を「説明」に改め、同条第3項中「しなければならない」を「することができる」に改める。

第29条第4項中「住宅等設計者」を「設計者」に改める。

第31条第3項を次のように改める。

3 知事は、設計者が、第23条の2第2項の規定による報告をしないときは、当該設計者に対し、期限を定めて、当該報告をするよう勧告することができる。

第32条中「又は」を「若しくは同条第4項の規定による資料の提供若しくは説明を求められた者が当該資料の提供若しくは説明をしなかったとき又は」に改める。

第2条 長野県地球温暖化対策条例の一部を次のように改正する。

第20条の次に次の1条を加える。

（建築物エネルギー消費性能基準に付加する事項）

第20条の2 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号）第2条第2項の規定により条例で建築物エネルギー消費性能基準（同条第1項第3号に規定する建築物エネルギー消費性能基準をいう。）に付加する事項は、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省・国土交通省令第1号）第1条第1項第2号に規定する住宅又は同項第1号に規定する複合建築物の住宅部分（同条第2項に規定する住宅部分をいう。）（同法第20条各号のいずれかに該当する建築物を除く。）の新築（建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行令（平成28年政令第8号）第3条に規定する規模以下のものを除く。）をしようとするときに当該住宅又は当該複合建築物の住宅部分を同法第30条第1項第1号に規定する建築物エネルギー消費性能誘導基準に適合させることとする。

第21条の見出し中「等」を削り、同条第1項中「次項」を「次条」に改め、同項ただし書中「前条第1項各号」を「第20条第1項各号」に改め、同条第2項を削り、同条の次に次の1条を加える。

（建築物への再生可能エネルギー設備の導入等）

第21条の2 建築物の新築をしようとする者は、規則で定める基準に従い、当該建築物又はその敷地への再生可能エネルギー設備の導入をしなければならない。ただし、第20条第1項第1号及び第2号に掲げる建築物の新築並びに規則で定める建築物の新築については、この限りでない。

2 前項の規定による導入をした者は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を知事に届け出なければならない。

(1) 氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

(2) 当該建築物の概要

(3) 前項の規定により導入した再生可能エネルギー設備の種類

(4) その他知事が必要と認める事項

3 第1項の規定による導入をした者（当該導入に係る建築物が規則で定める用途に供するものである者を除く。）は、当該建築物又はその敷地内の公衆の見やすい場所に、同項の規定により導入した再生可能エネルギー設備の種類その他知事が定める事項を表示するよう努めなければならない。

第23条及び第23条の2第1項中「第21条第1項」を「第21条」に改める。

第28条第3項及び第29条第3項中「第21条第1項」を「第21条、第21条の2第1項」に改める。

第31条中第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 知事は、第21条の2第2項に規定する者が、同項の規定による届出を行わないときは、当該者に対し、期限を定めて、当該届出を行うよう勧告をすることができる。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和10年4月1日から施行する。ただし、第1条並びに次項、附則第3項、附則第5項及び附則第7項の規定は、令和9年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 第1条の規定による改正後の長野県地球温暖化対策条例第20条から第22条まで、第31条第3項及び第32条の規定は、前項ただし書に規定する規定の施行の日以後に設計が行われた建築物について適用し、同日前に設計が行われた建築物及び同日において現に設計が行われている建築物については、なお従前の例による。

3 第1条の規定による改正後の長野県地球温暖化対策条例第23条の2の規定は、附則第1項ただし書に規定する規定の施行の日以後に設計を委託された建築物について適用し、同日前に設計を委託された建築物については、なお従前の例による。

4 第2条の規定による改正後の長野県地球温暖化対策条例第20条の2及び第21条の2の規定は、この条例の施行の日以後にその工事に着手する建築物の新築について適用する。

- (知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部改正)
- 5 知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成11年長野県条例第46号）の一部を次のように改正する。
別表の 25 の 2 の項を次のように改める。
- | | |
|--|--|
| 25 の 2 長野県地球温暖化対策条例（平成18年長野県条例第19号）の規定に基づく事務のうち、次に掲げるもの
(1) 第23条の 2 第 2 項の規定による報告の受理
(2) 第23条の 2 第 3 項の規定による報告の内容の公表
(3) 第28条第 3 項の規定による援助
(4) 第29条第 3 項の規定による報告の徴収等
(5) 第29条第 4 項の規定による資料の提供又は説明の要求
(6) 第31条第 3 項の規定による報告をすべき旨の勧告
(7) 第32条の規定による報告をしなかった旨等の公表（(4)から(6)までに掲げる事務に係るものに限る。） | 長野市、松本市、上田市、岡谷市、飯田市、諏訪市及び塩尻市（岡谷市、飯田市、諏訪市及び塩尻市にあつては、建築基準法（昭和25年法律第201号）第97条の 2 第 1 項の政令で定める事務に係る建築物に係るものに限る。） |
|--|--|
- 6 知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を次のように改正する。
別表の 25 の 2 の項中「援助」を「援助（第21条の 2 第 1 項に規定する者に係るものを除く。（4）において同じ。））」に、「第31条第 3 項」を「第31条第 4 項」に改める。
(知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部改正に伴う経過措置)
- 7 附則第 2 項又は第 3 項の規定によりなお従前の例によることとされる建築物に係る届出の受理等については、附則第 5 項の規定による改正後の知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例別表の 25 の 2 の項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

ゼロカーボン推進課
建築住宅課

浄化槽保守点検業者の登録等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布します。

令和 8 年 3 月 23 日

長野県知事 阿 部 守 一

長野県条例第18号

浄化槽保守点検業者の登録等に関する条例の一部を改正する条例

浄化槽保守点検業者の登録等に関する条例（昭和60年長野県条例第29号）の一部を次のように改正する。

第17条中「3 万 2, 000 円」を「3 万 3, 000 円」に改める。

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

水道・生活排水課

長野県工業技術総合センター試験等手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布します。

令和 8 年 3 月 23 日

長野県知事 阿 部 守 一

長野県条例第19号

長野県工業技術総合センター試験等手数料徴収条例の一部を改正する条例

長野県工業技術総合センター試験等手数料徴収条例（昭和58年長野県条例第12号）の一部を次のように改正する。

別表の繊維の項中「1, 800 円以上 2, 300 円」を「1, 900 円以上 2, 400 円」に、「1, 600 円以上 3, 400 円」を「4, 800 円」に改め、同表の木工の項中「1, 000 円以上 7, 300 円」を「1, 100 円以上 7, 600 円」に、

塗 料 塗 膜 試 験	1 件	700 円以下
製 品 強 度 試 験	〃	3, 200 円以下

を

塗 料 塗 膜 試 験	1 件	800 円以下
-------------	-----	---------

に改め、同表の機械金属の項中「1, 700 円以上 28, 000 円」を「1, 800 円以上 38, 000 円」に、「1, 200 円以上 126, 000 円」を「1, 300 円以上 128, 000 円」に、「6, 700 円以上 81, 000 円」を「7, 300 円以上 83, 000 円」に、「2, 300 円以上 3, 300 円」を「2, 400 円以上 3, 000 円」に、「500 円以上 24, 000 円」を「600 円以上 25, 000 円」に、「900 円」

を「1,000円」に、「1,400円」を「1,500円」に、「50,000円」を「52,000円」に、「1,200円以上10,000円」を「1,300円以上11,000円」に、「5,200円以上46,000円」を「5,500円以上49,000円」に、「4,200円以上7,800円」を「5,000円以上8,500円」に改め、同表の食品の項中「16,000円」を「17,000円」に、「23,000円」を「24,000円」に、「1,500円以上33,000円」を「1,600円以上34,000円」に、「30,000円」を「32,000円」に改め、同表の化学等の項中「2,500円以上127,000円」を「2,600円以上131,000円」に、「1,700円以上36,000円」を「1,800円以上37,000円」に、「5,400円」を「5,700円」に、「700円以上29,000円」を「800円以上30,000円」に、「1,300円以上3,600円」を「1,900円以上3,800円」に改め、同表の試料前処理の項中「1,900円以上3,700円」を「2,000円以上3,900円」に改め、同表の成績表作成の項中「1,800円」を「1,900円」に改め、同表の成績表謄本又は証明書の項中「600円」を「700円」に改める。

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

産業技術課

長野県宿泊税条例の一部を改正する条例をここに公布します。

令和 8 年 3 月 23 日

長野県知事 阿 部 守 一

長野県条例第20号

長野県宿泊税条例の一部を改正する条例

長野県宿泊税条例（令和 7 年長野県条例第23号）の一部を次のように改正する。

附則別表中「白馬村」を「白馬村 野沢温泉村」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

山岳高原観光課

幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布します。

令和 8 年 3 月 23 日

長野県知事 阿 部 守 一

長野県条例第21号

幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件に関する条例等の一部を改正する条例

（幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件に関する条例の一部改正）

第 1 条 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件に関する条例（平成18年長野県条例第63号）の一部を次のように改正する。

別表の第 2 の 10 に後段として次のように加える。

この場合において、利用する木材は、県産の木材とするよう努めること。

（保護施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正）

第 2 条 保護施設の設備及び運営の基準に関する条例（平成24年長野県条例第50号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 2 項中「ように」を「よう」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、利用する木材は、県産の木材とするよう努めなければならない。

（介護保険法に基づく指定居宅サービス等の事業の従業者、設備及び運営の基準に関する条例の一部改正）

第 3 条 介護保険法に基づく指定居宅サービス等の事業の従業者、設備及び運営の基準に関する条例（平成24年長野県条例第51号）の一部を次のように改正する。

第86条第 3 項、第118条第 2 項、第129条第 5 項、第146条第 3 項、第161条第 2 項、第179条第 4 項及び第197条第 3 項に後段として次のように加える。

この場合において、利用する木材は、県産の木材とするよう努めなければならない。

（介護保険法に基づく指定介護予防サービス等の事業の従業者、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例の一部改正）

第 4 条 介護保険法に基づく指定介護予防サービス等の事業の従業者、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例（平成24年長野県条例第52号）の一部を次のように改正する。

第99条第 3 項、第110条第 5 項、第128条第 3 項、第142条第 2 項、第159条第 4 項及び第179条第 3 項に後段として次のように加える。

この場合において、利用する木材は、県産の木材とするよう努めなければならない。

(介護保険法に基づく指定介護老人福祉施設の従業者、設備及び運営の基準に関する条例の一部改正)

第5条 介護保険法に基づく指定介護老人福祉施設の従業者、設備及び運営の基準に関する条例(平成24年長野県条例第53号)の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「等」を削り、同条第4項に後段として次のように加える。

この場合において、利用する木材は、県産の木材とするよう努めなければならない。

第44条第2項中「等」を削り、同条第4項中「等の内装」を「の内装等」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、利用する木材は、県産の木材とするよう努めなければならない。

(介護老人保健施設の従業者、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例の一部改正)

第6条 介護老人保健施設の従業者、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例(平成24年長野県条例第55号)の一部を次のように改正する。

第5条第4項及び第44条第4項に後段として次のように加える。

この場合において、利用する木材は、県産の木材とするよう努めなければならない。

(養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例の一部改正)

第7条 養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例(平成24年長野県条例第56号)の一部を次のように改正する。

第3条第2項に後段として次のように加える。

この場合において、利用する木材は、県産の木材とするよう努めなければならない。

(特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例の一部改正)

第8条 特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例(平成24年長野県条例第57号)の一部を次のように改正する。

第4条第2項に後段として次のように加える。

この場合において、利用する木材は、県産の木材とするよう努めなければならない。

(軽費老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例の一部改正)

第9条 軽費老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例(平成24年長野県条例第58号)の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「使用」を「利用」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、利用する木材は、県産の木材とするよう努めなければならない。

(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正)

第10条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準に関する条例(平成24年長野県条例第61号)の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「の利用に」を「を利用するよう」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、利用する木材は、県産の木材とするよう努めなければならない。

(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者支援施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正)

第11条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者支援施設の設備及び運営の基準に関する条例(平成24年長野県条例第63号)の一部を次のように改正する。

第4条第3項中「の利用に」を「を利用するよう」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、利用する木材は、県産の木材とするよう努めなければならない。

(児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正)

第12条 児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例(平成24年長野県条例第69号)の一部を次のように改正する。

第4条第5項に後段として次のように加える。

この場合において、利用する木材は、県産の木材とするよう努めなければならない。

(介護医療院の従業者、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例の一部改正)

第13条 介護医療院の従業者、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例(平成30年長野県条例第16号)の一部を次のように改正する。

第5条第4項に後段として次のように加える。

この場合において、利用する木材は、県産の木材とするよう努めなければならない。

第17条第6号ただし書中「第2条第17項」を「第2条第18項」に改める。

第44条第4項に後段として次のように加える。

この場合において、利用する木材は、県産の木材とするよう努めなければならない。

(女性自立支援施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正)

第14条 女性自立支援施設の設備及び運営の基準に関する条例(令和6年長野県条例第6号)の一部を次のように改正する。

第4条第2項に後段として次のように加える。

この場合において、利用する木材は、県産の木材とするよう努めなければならない。

(一時保護施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正)

第15条 一時保護施設の設備及び運営の基準に関する条例(令和7年長野県条例第16号)の一部を次のように改正する。

第4条第7項に後段として次のように加える。

この場合において、利用する木材は、県産の木材とするよう努めなければならない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

県産材利用推進室

国道及び県道の沿道区域の指定の基準等に関する条例をここに公布します。

令和8年3月23日

長野県知事 阿 部 守 一

長野県条例第22号

国道及び県道の沿道区域の指定の基準等に関する条例

国道及び県道の沿道区域決定の基準に関する条例（昭和28年長野県条例第34号）の全部を改正する。

（国道及び県道の沿道区域の指定の基準）

第1条 道路法（昭和27年法律第180号。以下「法」という。）第44条第1項の条例で定める基準は、次に掲げる基準とする。

- (1) 屈曲部中心線半径が小さい区域については、道路の内側について幅15メートル以内とすること。
- (2) 並木又は樹木の特に密生した道路の傍らにある地域については、道路の各一側について幅7メートル以内とすること。
- (3) 道路が擁壁下又は擁壁上にある地域については、擁壁上下の地域を幅10メートル以内とすること。
- (4) 道路に隣接して採石場等危険区域がある場合は、その地域について幅15メートル以内とすること。
- (5) 積雪地域で特に除雪用地の必要がある地域については、道路の各一側について幅10メートル以内とすること。
- (6) 切土又は盛土が多い地域の道路については、道路の各一側について幅15メートル以内とすること。
- (7) 切土又は盛土でない平均部分の地域で必要がある地域については、道路の各一側について幅10メートル以内とすること。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、道路の保全上必要があると認めた地域については、道路の各一側について幅15メートル以内とすること。

（届出対象区域の指定の公示）

第2条 法第44条の2第2項の規定による届出対象区域（法第44条の2第1項に規定する届出対象区域をいう。以下同じ。）の指定の公示は、次に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 届出対象区域及び沿道区域（法第44条第1項に規定する沿道区域をいう。第4号及び次項において同じ。）の存する土地の所在地
- (2) 届出対象区域に接続する道路の路線名
- (3) 工作物（法第44条第2項の規定により公示されたものに限る。第4条第2項及び第5条において同じ。）
- (4) 届出対象区域、沿道区域及び道路の区域を表示した平面図を縦覧する場所及び期間

2 知事は、前項の公示をする場合においては縮尺1,000分の1以上の平面図に届出対象区域、沿道区域及び道路の区域を明示し、関係の建設事務所において一般の縦覧に供しなければならない。

（届出対象区域の区域内における行為の届出）

第3条 法第44条の2第3項の条例で定める事項は、行為の種類、場所、設計又は施行方法、着手予定日及び完了予定日とする。

第4条 法第44条の2第3項の規定による届出は、届出書を提出して行うものとする。

2 前項の届出書には、届出対象区域の区域内における工作物の位置を表示する平面図（工作物から届出対象区域に接続する道路の路端までの最短距離を明記すること。）及び設計図を添付しなければならない。

（届出対象区域の区域内における届出を要しない行為）

第5条 法第44条の2第4項第1号の条例で定める行為は、次に掲げる行為とする。

- (1) 工作物の撤去、点検、修繕又は改良のために必要な臨時の工作物を設置する行為
- (2) 工作物の倒壊を防止するための行為

（変更の届出）

第6条 法第44条の2第5項の条例で定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 場所
- (2) 設計又は施行方法のうち、その変更により同条第3項の届出に係る行為が同条第4項各号に掲げる行為に該当することとなるものの以外のもの

2 第4条の規定は、法第44条の2第5項の規定による届出について準用する。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

道路管理課

長野県公営企業の設置及びその経営の基本並びに財務等の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布します。
令和8年3月23日

長野県知事 阿部 守一

長野県条例第23号

長野県公営企業の設置及びその経営の基本並びに財務等の特例に関する条例の一部を改正する条例

長野県公営企業の設置及びその経営の基本並びに財務等の特例に関する条例（昭和41年長野県条例第59号）の一部を次のように改正する。

別表第2中「1,500」を「1,565」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

経営推進課

長野県学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布します。
令和8年3月23日

長野県知事 阿部 守一

長野県条例第24号

長野県学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

長野県学校職員の給与に関する条例（昭和29年長野県条例第2号）の一部を次のように改正する。

第27条の2第1項中「この条」を「この項」に、「（以下）」を「（同条において）」に改め、同条第3項を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、令和7年4月1日から適用する。

義務教育課

長野県高等学校授業料等徴収条例の一部を改正する条例をここに公布します。
令和8年3月23日

長野県知事 阿部 守一

長野県条例第25号

長野県高等学校授業料等徴収条例の一部を改正する条例

長野県高等学校授業料等徴収条例（昭和52年長野県条例第20号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「授業料」の次に「又は受講料」を加える。

第5条中「分納及び」を「分納、授業料及び受講料の」に改める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

高校教育課

長野県地方警察職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布します。
令和8年3月23日

長野県知事 阿部 守一

長野県条例第26号

長野県地方警察職員定数条例の一部を改正する条例

長野県地方警察職員定数条例（昭和29年長野県条例第29号）の一部を次のように改正する。

第2条中「1,008人」を「1,009人」に、「1,041人」を「1,043人」に、「1,072人」を「1,074人」に、「3,946人」を「3,951人」に改める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

警務課